

高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備公社造林事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、森林が有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能について、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要があることから、森林施業の集約化及び路網整備による施業の低コスト化を図りつつ、森林整備を計画的に推進することにより、森林が有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により定められた市町村森林整備計画の達成に必要なものとして、県が定める森林環境保全整備事業計画及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）で定める分収造林契約に基づき、一般社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）及び公社と長期受委託契約を締結又は森林の経営の委託をした事業体（以下「補助事業者」という。）とがこの要綱に定める造林事業を行う場合においては、別表第1に掲げる補助対象経費について毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の区分、内容及び補助率並びに補助事業者及び事業規模等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、事業内容及び補助率は別表第1に定めるとおりとし、補助事業者及び事業規模等は別表第2に定めるとおりとする。ただし、知事が補助することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、当該補助事業の完了した後速やかに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合は、当該補助金交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

2 前項の補助金交付申請書への添付書類は、高知県造林事業取扱要領の補助金の交付の申請に関する規定を準用する。

3 補助事業者は、事業実施箇所を林業事務所（当該事業地が、長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村に所在する場合にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所。以下「林業事務所」という。）の管轄ごとに分けて、第1項の補助金交付申請書を作成しなければならない。

4 補助事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定によ

り仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た額をいう。第 9 条第 10 号において同じ。）がある場合は、第 1 項の補助金交付申請書にその旨を記載しなければならない。

- 5 補助事業者は第 1 項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明し、又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式。）及び本人確認書類の写し（補助事業者が個人の場合は本人の、補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。
- 6 補助事業者は、第 1 項の規定による書類の提出に当たって、別記第 2 号様式を提出し、税外未収金債務の滞納がないことを誓約しなければならない。ただし、原則自署とするが、特にやむを得ない場合には記名押印とすることができる。

（補助の条件）

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- （2） 補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行なわなければならないこと。
- （3） 補助事業に係る造林地が人工造林、除伐等又は間伐に係るものである場合は、森林保険の加入に努めるものとする。
- （4） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度の初日から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- （5） 補助事業に係る造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めることその他知事が必要があると認める事項を遵守しなければならないこと。
- （6） 補助事業の完了の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、譲渡し、若しくは賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）、補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為を

しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、補助金を交付することについてその適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、別記第4号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金額の計算)

第8条 補助金額の計算は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 補助金額は、別途造林事業において知事が定める標準経費に別表第4に定める査定係数（以下「査定係数」という。）の100分の1と補助率とを乗じて求める。
- (2) 森林作業道整備の補助金額は、前号の規定にかかわらず、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）又は知事が定める標準単価により事業費の積算を行い、これに査定係数と補助率とを乗じて求める。
- (3) 森林作業道整備のうち、地形及び地質の条件から知事が定めた標準単価が適用することができない部分がある場合の補助金額は、当該標準単価が適用することができない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業標準歩掛に基づき算出される経費と当該標準単価に基づき算出される標準経費とを加算した額（補助事業者が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とを比較していずれか低い額）に査定係数の100分の1と補助率とを乗じて求める。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 別表第1に定める事業のうち森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この号において「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けたとき。
- (4) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施し

た箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は完了年度の初日から起算して 10 年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したとき。

- (5) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画（属人計画はあるが、これと併せて属地計画が作成することができない場合を除く。）に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。この場合において、特定間伐等促進計画の実施計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画（森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 33 条第 2 号の規定に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第 1 号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成することができない場合を除く。）又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。
- (6) 更新伐を行った場合は、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときであって、知事の指示（植栽により速やかに更新を図ること。）に従わないとき。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前号に掲げる場合のほか、補助事業と一体的に実施すべき事業があるにもかかわらず、正当な理由なく当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間内に実施しないとき。
- (8) 第 5 条第 6 号に掲げる事項に該当したと知事が認めるとき。
- (9) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したとき。この場合において、補助事業者は、該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金の交付の申請書に明らかにして補助金の交付を申請し、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

（グリーン購入）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による

非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(書類の提出)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副 2 通を作成し、事業地を管轄する林業事務所の長を経由して提出しなければならない。ただし、電子申請を利用する場合は、この限りでない。

(委任)

第 13 条 造林事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、高知県造林事業費補助金交付要綱、関係要領等の規定によるものとし、その他補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度事業についてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度事業についてはなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。ただし、平成 22 年度事業についてはなお従前の例によるものとする。

平成 23 年度に限り第 4 条の事前計画は、この要綱の施行の日後の提出を認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 20 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。ただし、平成 23 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 12 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。ただし、平成 24 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 24 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。ただし、平成 25 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。平成 27 年度事業から適用する。ただし、平成 25 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。ただし、平成 28 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。ただし、平成 29 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 26 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。ただし、令和 3 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 29 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。ただし、令和 4 年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 17 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。ただし、令和 5 年度事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 9 条関係）

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
森林環境保全 直接支援事業	ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地 ^{ごしら} え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒又は除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費に対し、10 分の 4。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については、事業費の 10 分の 5
	イ 樹下植栽等	(ア) 又は (イ) のいずれかに該当するものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 3 齢級以上の林分（「面的複層林施業通知」に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が 10 齢級以上の人工林）において行う地^{ごしら}え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし又は不用萌芽^{ぼう}の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地^{ごしら}え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）又は播種、不用萌芽^{ぼう}及び不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。	
	ウ 下刈り	植栽により更新した 2 齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は 1 齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は、2 齢級以下）、複層林においては下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林においては、下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑	

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
		草木の除去及びこれに併せて行う施肥とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。	
	エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。	
	オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。	
	カ 除伐	下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては、12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。以下同じ。）の除去及び不良木の淘汰 ^{とうた} とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。	
	キ 保育間伐	適正な密度管理を目的として12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰 ^{とうた} とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。	
	ク 間伐	適正な密度管理を目的として12齢級以下（地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。）の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであ	

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
		って森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じて得た林齢以下の林分で行う不用木の除去又は不良木の淘汰^{とうた}及び搬出集積とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。 18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰^{とうた}、支障木、あばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。	
	ケ 更新伐		
	コ 付帯施設等整備	アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。 (7) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 森林造成又は整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場又は林内かん水施設の整備とする。 (ウ) 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽^は、播種、施肥若しくは雑草木の除去又は間伐材等の活用による小規模で簡易な排	

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
	サ 森林作業道整備	水工、編柵工、土留工等とする。 (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからケまでの施業に係る事業量を超えないものとする。 継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき県が作成した「高知県森林作業道作設指針」に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。 （ア）アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの （イ）あらかじめ知事に届け出た事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの （ウ）事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	

別表第2（第3条関係）

補助事業者及び事業規模等
補助事業者 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。）、公社、森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者とする。ただし、公社以外の事業体にあつては、公社と長期受委託契約を締結又は森林の経営の委託をした事業体が公社の森林で実施する場合（森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において実施する場合を含む。）に限る。 事業規模等 別表第1造林区分欄アからケまでについては、1施行地の面積が0.1ha以上。 これに加えて、間伐及び更新伐については、1に該当するもの。 1 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

別表第3（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第4（第8条関係）

区 分	査定係数
市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において森林経営計画、特定間伐等促進計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り	180
(1) 森林経営計画等に基づき行う事業（査定係数180で行うものを除く。また、当該施行地における4回以降の下刈りも含む） (2) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの（ただし、森林経営計画対象林班で森林経営計画対象森林と一体的に間伐及び更新伐を行う場合は、当該森林について補助金交付申請時までには森林経営計画の認定を受けるか、認定の申請を行っていること。また、隣接林班で森林経営計画対象森林と一体的に間伐及び更新伐を行う場合は、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。） (3) 付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。 (4) 森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。	170
(1) 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。） (2) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしのうち、査定係数180及び170に該当しないもの。	90

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県森林整備公社造林事業費補助金交付申請書

下記のとおり、森林環境保全直接支援事業を完了しましたので、補助金を交付して
くださるよう高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に
より関係書類を添えて申請します。

記

- 1 造林事業内訳書
- 2 造林地施業図
- 3 造林地総括位置図
- 4 搬出材積集計表
- 5 平均胸高直径調査表（胸高直径の平均が 18cm 未満の林分の除伐等に限る。）
- 6 社会保険等の加入状況調査表
- 7 その他

（注）関係書類については、高知県造林事業費補助金交付要綱第 4 条の第 2 項におい
て定める様式を準用してください。

第2号様式（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県森林整備公社造林事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

（代表者・職）氏名（自署）

第3号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

森林整備公社造林事業費補助事業に係る転用等の届出書

下記のとおり 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました 事業の施行地の転用等をしますので、高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱第5条第6号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 転用等の対象地
- 2 転用等の対象地の概要
- 3 転用等の理由
- 4 その他

補助金交付決定通知書

補助事業者名

令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和 年度高知県森林整備公社造林事業費補助金については、下記の条件により金 円を交付することを決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助事業者は、高知県補助金等交付規則及び高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に従わなければならないこと。
- 2 補助事業の実施に当たっては、要綱別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行なわなければならないこと。
- 3 当該造林地が人工造林、除伐、保育間伐、間伐に係るものである場合は、森林保険の加入に努めるものとする。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管しなければならないこと。
- 5 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要があると認める事項を遵守しなければならないこと。
- 6 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、譲渡し、若しくは賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならないこと。
- 7 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還しなければならないこと。
- 8 要綱別表第1に定める事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還しなければならないこと。
- 9 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業

のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

- 10 特定間伐等促進計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- 11 更新伐を行った場合は、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることを指示するものとし、これに従わないときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。
- 12 9に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならないこと。
- 13 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- 14 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならないこと。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。